

## 特定随意契約による役務の調達について

令和8年3月12日

公益財団法人愛媛県動物園協会

(公財)愛媛県動物園協会が実施する特定随意契約の内容等を次のとおり公表する。

### 1 随意契約する内容

- ①調達役務 植栽管理業務委託契約
- ②役務の内容 駐車場周辺の機械除草、手刈除草、人力除草、施肥、灌水、芝生地管理
- ③実施場所 愛媛県立とべ動物園内および総合運動公園内駐車場周辺
- ④契約書 下段に添付

### 2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 3 契約相手方の選定基準

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により規定されているシルバー人材センターで、県内に所在する団体であること。

### 4 契約相手方の決定

予定価格以下で最低の見積をした者を契約相手方とする。

### 5 見積書の提出期限及び提出先等

#### (1) 提出期限

令和8年3月25日(水)

#### (2) 提出先

公益財団法人愛媛県動物園協会 電話：089-962-6000

#### (3) 見積方法

随意契約する内容ごとに条件や期間等を基にして消費税込みで見積もること。

#### (4) その他

記載のない事項は、(公財)愛媛県動物園協会会計規程の規定によるものとし、不明な点は末尾記載のあて先に問い合わせること。

〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240 (公財)愛媛県動物園協会  
TEL (089) 962-6000 FAX (089) 962-6194

## 管理委託契約書

- 1 管理委託業務の名称 動植管第4号 愛媛県立とべ動物園  
植栽地除草灌水芝生地管理委託業務
- 2 委託期間 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和 9年 3月 31日
- 3 管理業務委託料 ¥                      ー  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥                      ー)

頭書業務の委託について、委託者 公益財団法人愛媛県動物園協会 理事長  
村上 忠 (以下「甲」という。)と、受託者 (以下「乙」という。)とは、次の  
条項により管理委託契約を締結し、互いに信義に従って誠実にこれを履行するも  
のとする。

(総則)

第1条 乙は、別冊設計書、図面及び仕様書に基づき頭書の管理業務委託料 (以  
下「委託料」という。)をもって、頭書の委託期間 (以下「委託期間」とい  
う。)中植栽地を管理しなければならない。

2 前項の設計書、図面及び仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙  
協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継  
させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部の処理を他に委託し又は請負わせてはならない。  
ただし、書面により、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなけ  
ればならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定める権限及びこの契約に基づく甲の権限  
のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有す  
る。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。

(2) 設計図書に基づく委託業務の施行のための詳細図等の作成及び交付又は  
乙が作成したこれらの図書の承諾。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、委託業務の施行の状況の検査又は材  
料の試験若しくは検査。

3 甲は、2名以上の監督員を置いて前項の権限を分担させたとき又はこの契約  
に基づく甲の権限の一部を監督員に委任したときは、当該権限の内容を書面を  
もって乙に通知しなければならない。権限の内容を変更したときも同様とする。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもって  
これを行わなければならない。

(現場代理人)

第5条 乙は、現場代理人を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければ  
ならない。現場代理人等を変更したときも同様とする。

(施行時期)

第6条 乙が行う各種作業の実施時期は、監督員から特に指示がある場合を除き、仕様書によるものとする。

(委託業務関係者に対する措置請求)

第7条 甲又は監督員は、乙及び現場代理人が委託業務を実施するために使用している労働者等が、委託業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項についての措置を決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項についての措置を決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(損害のために必要となった経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要となった経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲は、当該損害のために必要となった経費相当額を乙に支払うものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(実績報告)

第10条 乙は、委託期間が終了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、内容について検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査により委託業務が適正に執行されたと認められたときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(支払月)

第12条 乙は、委託料を4回に分けて請求することができる。請求月と金額は下記のとおりとする。

2 請求月は、6月、9月、12月、3月とする。

3 各月の金額は次のとおりとする。

6月期、9月期、12月期は 円、3月期は 円

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の施行の必要がなくなったとき。
- (2) 乙が、この契約に違反したとき。
- (3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了部分を検査のうえ、適正に執行されたと認める部分に相応する委託料を支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、前条の規定による部分払をしているときは、その部分払の額を終了部分に相応する委託料から控除する。
- 4 第1項第2号及び第3号の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (乙の解除権)

第14条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務を執行することが不可能となったときは、

契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- (補則)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地

甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会  
理事長 村上 忠

乙

各種数量集計表

種別	単位	数量	回数	数量	単位
除草 機械		36,714	2	73,428	m <sup>2</sup>
〃 機械(駐車場斜面)		3,458	3	10,374	〃
〃 手刈り		738	2	1,476	〃
〃 人力		1,285	3	3,855	〃
〃 人力(園路等)		15,600	2	31,200	〃
灌水 下木		16,237	10	162,370	〃
〃 上木		2,479	10	24,790	本
〃 芝生地		1,072	10	10,720	m <sup>2</sup>
芝生地除草 人力		1,072	3	3,216	〃
芝生地刈込 機械		1,072	3	3,216	〃
芝生地施肥 高度化成		1,072	2	2,144	〃
芝生地消毒 スミチオン		1,072	3	3,216	〃
施肥 下木		10,059	2	20,118	m <sup>2</sup>
〃 上木		867	2	1,734	本